

佐藤宗諄著

『平安前期政治史序説』

西山良平

I

本書『平安前期政治史序説』は、九・一〇世紀の政治史についての一つの試論である。

著者佐藤宗諄氏が歴史の転換期における國家權力の問題を研究課題に選択された理由は、第一に石母田正氏が「日本古代史の諸問題は古代が崩壊する時代の分析からのみ正しく提起される」（『中世の世界の形成』、57）と指摘されたこと、第二に六〇年安保闘争で「國家權力」というものの強力をいやというほど味あわされた」ことであるという。そこで、未開拓に近い研究分野の再構成をめざされたのである。

本書の課題は、九世紀初頭から一一世紀中葉までを「平安前期」として独自の構造をもつ段階と考え、その政治構造の変質過程を支配矛盾の激化と政治的な対応を機軸に明らかにすることである。すなわち、藤原貴族政権による權力集中の政治構造とそれを可能とした歴史的條件の解明である。具体的な分析はほぼ一〇

世紀中葉までであるが、あえて本書を「平安前期」とされたところに著者の意図が示されている。また、九世紀をさす時代概念として「平安初期」を使用されているが、それは平安前期を細分する機能をはたしている。

本書の構成は、つぎのようである。

序章 平安前期政治史研究の課題

第一部 平安初期の政治構造

第一章 平安初期の官人と律令政治の変質

第二章 律令的地方支配機構の変質

第三章 嵯峨天皇論

第二部 律令國家の解体と東アジア

第四章 承和期の政治的特質

第五章 「前期撰関政治」の史的位

第六章 平安初期政治の崩壊過程

第七章 蝦夷の叛乱と律令國家

第八章 寬平遣唐使派遣計画をめぐる二、三の問題

第三部 古代貴族政権の成立

第九章 「家牒」の成立

第一〇章 藤原忠平政権の形成

第一一章 王朝儀式の成立過程

第一二章 百姓愁状の成立と貴族政権

終章 律令國家と貴族政権

第一部は平安初期を政治構造として分析し、第二部はそれが没落する政治過程を検討する。そして、第三部は貴族政権の政治構造を考察する。このように、本書はすぐれて体系的である。

よく知られているように、平安時代政治史研究には大きなたらくれが認められるので、さきのような課題と首尾一貫した主張をもつ本書が刊行された意義はまことに大きい。これからの平安前期政治史研究は、本書を「たたき台」として進められねばならないだろう。

II

そこで、本書の豊富な内容を紹介しておこう。

I

序章は、政治史の方法と研究史の検討を通して課題を論ずる。① 政治史の客観性はなお残されている課題であるが、「実証」は相対的であるから方法的検討は政治史の概念規定をしておく必要がある。政治史研究はまず国家意志を決定する政治機構・それを構成する官僚・それらの存立する階級の基盤を明らかにしなければならぬ。② 階級関係の総体として政治を把握する理論は過去の歴史における人民の正しい地位をあたえたので、人民の位置づけを検討する。まず大正期の西岡虎之助・西田直二郎を再評価すべきである。ついで戦後の諸研究は統一した時代像をうち出しておらず、とくに林屋辰三郎氏・北山茂夫氏の研究は「国衙とその支配を規定づけていた村落構造の関係」が明確にされていない。③ 戸田芳実氏は中世社会形成史の立場から「王朝国家」「初期封建国家」と規定されたが、未解決の問題が多く「国衙の権力構造の歴史的分析」が鍵である。④ 本書は上部構造とくに支配機構と官僚制に焦点をあて、貴族官僚の認識と現実の支配矛盾との落差を政策を素材として分析する。

第一部は、平安初期政治の歴史的特質として中級官人層の政治的進出に注目し、さらにそれが国家と人民に与えた歴史的规定に論及する。

第一章は、本書の基本をなす分析で平安初期の政治構造を明らかにする。① 五國史の薨卒伝とくに経歴は、一定の社会的動向・伝(或は国史)成立時の状況を反映している。伝の経歴に治績・言動を記載されるのは第一に国司で国家にとって理想的なものに限られ、時期は九世紀初頭から中葉にいたる。これを「良吏」とよぶ。当時の国司に必要なことは形式でなく実績であった。

② 弘仁期には律令的秩序の崩壊のために現実対応施策がいろいろ展開され、地方官がこの危機を救いうると認識されていた。この動向が決定的となったのは弘仁末年で、天長元年(824)八月二十日の一連の格はその集約的表現である。それは諸国政治を良吏に「一任」し、律令制を逸脱しないという守旧性と実態を把握したうえで有効な対策という現実性を兼ねそなえており、良吏を中心として中央政界をも構成しようとした。この点がさきの薨卒伝の特質と関係する。③ 律令体制の解体は全階層の危機であったため貴族層は統一され、地方豪族に対抗して班田農民を再把握しようとした。しかし、良吏は少教派で下級僚属と反目を生じ、またその政治は在地の再編が可能な段階にのみ有効であった。このように良吏を中核とする平安初期政治は律令政治の変質ではないが、平安初頭を相対的に安定させた条件である。

第二章は、律令国家の基盤である国衙権力のあり方が平安初期政治を保証し、国衙権力が自立することが困難であったことを論証する。① 八世紀にはかなりの郡司クラスの国衙雑任が存在した

が、國務推進の予備軍にすぎなかった。九世紀には分掌機関としての「所」が機能上の必要から形成され、有力農民層が動員された。この動向は国司の拡大をもたらしたが、とくに徭任の多いこと・地方豪族が任用されていることが注目される。③ 郡司は人支配の基幹を構成し支配の末端にくみこまれていた。天平期から延暦期の郡司対策は分解しつつある共同体的関係を再建しようとするものであったが、延暦十七年(798)の「才用主義」への転換は現実的・革新的であった。しかし、「譜第」は没落しているが共同体の分解が不十分なため「芸業」者の在地支配も未熟で、ここに平安初期政治が成立し弘仁二年(811)には譜第へ復帰する。そして画一的支配は不可能となり翌年には郡司詮擬は国司に「一任」され、やがて譜第・芸業の区別も有名無実化する。④ 在地新興勢力が未熟なため支配階級は支配体系を再編でき、国郡衙は国家支配の機関として生きつづけて平安初期政治は生命を保ちえた。また、九世紀には郡司の役割がますます重要化した。国家権力を利用するほど自立してはいなかった。

第三章は、嵯峨天皇を中心に平安初期における天皇権力強化の歴史的特質について論じる。① 律令国家は天皇と上皇を含めた皇権を最高地位としており、両者は本質的に区別されない。「共治」しようともに対決要素を内包していた。② 「菓子の変」の本質は、平城上皇が遷都を決心などしもう一人の最高権力者＝嵯峨の利害と対立したためにおきた政変であり、以後天皇権力は上皇より上位に位置づけられるようになった。③ 蔵人所は皇権を天皇に収斂するため所期の機構を前提に実質上の権限を集出し、ここに天皇権力は機構的な保証をえた。④ その背景は貴

族官人に共通する危機感で、嵯峨は人事権を掌握して太政官機構を掌中におさめ専制君主としての地位を確立していた。

## 2

第二部は、平安初期政治が没落する過程を東アジアの動向と関連させて検討する。

第四章は、承和期を平安初期政治の矛盾が顕著になり動揺していく画期ととらえる。① 美濃国のもっとも劣悪な地域である恵奈郡は駅制の矛盾を典型的に示す坂本駅をもっていたが、承和期には国造真祖父によって再編されたように地方豪族の利用は成功した。しかしそれも続かず、斉衡期には再度の利用策は失敗した。② 承和期は人民の疲弊・飢饉疫病のなかで律令国家を必死に再編成しようとしていた。すなわち、班田農民の階層分解によって形成された上層農民を把握して人民支配をおこなおうとした。③ 承和期は班田制でも一つの画期であった。畿内の班田は班田農民の分解のため全体的には実施されず、畿外諸国も各国ごとに校班を行なうようになった。また、青苗簿による在地支配は不可能となってきた。④ 承和期は平安初期政治の矛盾が露呈し全国的・画一的支配が不可能となったが、在地豪族を利用して各地域に応じた支配を目標としていた。

第五章は、応天門の変の政治史的意義を前後の政策転換とのかかわりで分析し、平安初期政治の破綻と諸官人の対応を論述する。① 貞観期の直前には新政治も行ぎつまり、地方政治は良吏に「一任」されつつあった。② 貞観四年(862)「新制」は平安初期政治にふさわしい政策であるが、その採用と廃止は国家財政の危機が到来したために同一良吏勢力によって行なわれた。それは

良吏の限界を示す。一方、良吏は「悪吏」と紙の表裏でしかなく新体制をも利用するにいたる。このように、良吏は完全な律令支配者あるいは在地経営者へと分裂していく。③ 在地動向が良吏の活躍を阻止するにいたっていた。農民は国家に依存しなくても生存でき、地方豪族も自らの利害のために国家に反抗するようになった。④ 「良吏」伴善男は地方と強固に結合し、また天皇と結び急速に登場した。応天門の変は善男が公卿へ登用されたためおきた貴族層における矛盾の表現で、平安初期政治の挫折を象徴する。⑤ 貞観初年は律令政治が決定的に変容しながら新支配への道が明らかでない動揺期で、良房時代を「前期摂関政治」と称することはそれほど意義あることではない。

第六章は、良吏の終末を象徴する藤原冬緒を中心に貞観・元慶期の政治的動向をさぐる。① 冬緒の出自は中級官人家であったため政治的能力に頼るほかなかったが、藤原氏主流に認められなかった清和天皇に重用されていた。② 貞観初年には西海での牧宰・弁官として名が知られ、同四年(862)には意見を上らせるのに適当な官人と指摘されている。同十一年、新羅襲来が重大問題となり大宰大弐に任じられたが、在地の律令的秩序と官人体制が崩壊し良吏の役割は制限されていた。③ 同十七年、現実の行政を推進する重要な地位である民部卿となり、元慶三年(879) 国家財政の困窮を緩和するため官田を設置しようとして畿内に五十余年ぶりに班田を施行した。それは直営田の維持を執拗に努力し平安初期政治にふさわしい政策であるが、諸司分割は地子田経営化を象徴し失敗を意味した。また、太政官体制が財政的側面から解体しはじめたことも示す。冬緒は官田の崩壊によって政治生命を喪失

したかのようにである。

第七章は、律令国家の矛盾は辺境に端的に表現されるので、九世紀末の蝦夷の叛乱を素材として平安初期政治が終末する過程を素描する。① 出羽国の蝦夷の主なる生産は狩猟・牧畜で、陸奥国に比較して生産力が低く氏族共同体を基礎としていた。城柵は軍事上のものではなく、農耕・支配領域をひろめる前進基地であった。すなわち、生産力の上昇は律令国家の支配をともなっており、その矛盾の典型的な現象形態が叛乱であった。② 元慶二年(878) 自然現象・城司の暴政が叛乱をみちびき出したが、弱体・無気力な官軍は完敗し律令国家は前進的な対策をだしえなかった。③ 出羽権守に任じられた良吏藤原保則は後退を方策としたが、蝦夷は嚴寒という自然条件と農耕の未発達のために八月中旬以降に降伏した。保則の政治が基本ではなく、蝦夷社会の生産力の限界と国家の軍事組織の限界が照応していたのである。ここに九世紀末の国家支配のあり方が示されている。

第八章は、寛平遣唐使が計画され停廃にいたる経過・要因を当時の政治構造にふれて検討する。① 唐を中核とする「東アジア世界」が形成されていたとすれば、鍵は唯一の外交関係である遣唐使とその停止は「鎖国」政策を意味する。しかし、遣唐使はすぐれて貴族的な支配階級間の交渉であるから、その停止は古代貴族による国際関係の途絶にすぎない。② 承和遣唐使は遣唐使をめぐる諸矛盾を象徴している。有力豪族による商業活動が活発に展開し遣唐使の客観的役割が失われようとしていたし、新羅との国際関係も悪化し人民は疲弊し国家財政は窮乏していた。③ 寛平遣唐使が計画された国内条件 政治史的背景を素描する。宇多

天皇・理論家菅原道真・平季長を中心とする寛平期の諸政策は、地方の実態を確実に把握しようとし良吏個人ではなくより根本的に再建を考え、律令制が不可能な段階でなおその外皮をまといつつ支配を貫徹しようとしていた。④ 寛平遣唐使停止の原因は大局的には承和遣唐使の経過に明らかで、それはより広汎な新しい国際関係の出発を意味していた。

### 3

第三部は、古代貴族政権の特質を成立時に焦点をあてて分析する。

第九章は、文書様式の変化―国家機構の変質という観点から、貴族政権の社会的基盤・権力機構の形成過程を分析する。① 延喜十四年(914)前後に新たな荘園対策がたてられ新開田はすべて収公するという原則に転換したが、同二十年、東寺領大山荘内新開田の寺田化は右大臣藤原忠平家牒によって達成された。② 八世紀の家牒はその内容が政治に関するものはないが、九世紀には家印とともに公認されて公的意義をもつにいった。③ 家牒を出す主体である家司は九世紀末・一〇世紀初に譜代化し、王臣家は地方官・中央財政官衙官人・地方家族を家司として地方の動向・国家財政の実態を知ることにより巧妙に自家を対応させた。④ 王臣家は家牒によって私的な在地支配をおしすすめたが、その公認は家司の役割が大きくなったこと・本主とともに家司が政治に参画するにいったことを背景にしている。

第一〇章は、貴族政権の形成という点からは藤原忠平政権が決定的に重要であるので、その形成過程の一端に焦点をあてる。① 時平政権による延喜二年(912)三月の一連の太政官符は律令国家

の機構・理念を維持しようとしたが、その直後から国司制の再編強化を中核とした地方支配対策が展開する。しかし、その結果は不詳である。② 忠平政権の政治課題は律令制支配の再編であり国衙生活の豊富な官人や武力にすぐれた官人を登用したが、九世紀の諸政策はそれを解決できなかった。そこで同十四年にまず意見封事の提出が国司などへ命令されたが、三善清行は国司に強権を与えなかったことに社会秩序動揺の重要な原因を求めた。③

延喜十四年新制は国司に在地支配を「一任」し国家収益を固定化した貴族体制の起点の一つで、延喜後半期は貴族政治の出発点である。そして、除目・儀式を抛り所に自らを全国の最高支配者として位置づけた。このように、忠平は新たな政治構造を用意した。

第一一章は、貴族政権の成立・意義を考えるため、もっとも重視された儀式である不堪佃田奏が形式化する過程を考察する。① 不堪佃田は田園では耕作さるべき定田になっていながら実際には播種されなかった田地であるが、とくに問題化するのは承和と貞観初年と延喜末年と承平天慶年間である。第一期は班田農民の階層分解と新村落の形成によって不堪佃田が急激に増加したため、農業生産への執拗な対策はこの時期の特質である。第二期は国司の無実言上・検不堪佃田使の不正行為などもはや解決は望めないが、不堪佃田対策は形式化していなかった。しかし、天曆年間に緩慢さが目立つ。② 一〇世紀前半期は不堪佃田奏の形式が定着する一方で、定田の確保が国司の責任追及という方向で努力された。しかし、やがて平安初期の政治理念とちがひ民衆からみる貴族はそれを全国支配の形式的拠点として墨守した。

第二章は、貴族政権のもとにみられる百姓の中央愁訴を律令法との連関から論じ、それが集中する要因をのべる。① 一〇世紀後半～一一世紀前半の百姓愁状は受領の支配体制における上層農民・一般人民の唯一の権利であったが、良吏との交替要求であり受領制度の否定ではない。② 百姓愁状の法源は公式令陳意見条であるが、人民が権利として行使することは不可能であった。しかし、律令を百姓に周知せしめることを任務とする良吏政治が拍車をかけ、九世紀に百姓愁状が登場した。③ 九世紀に愁訴を實行した百姓は田堵以上郡司にいたる諸階層をふくみ、国衙襲撃の主体勢力も相違はない。京に近い地域では前者、辺境では後者が中心で、同じ経済的条件のもとでの二つの人民闘争のタイプである。④ 貴族政治は在地支配を国衙に「一任」したが、国司に「非法」を行なわず貴族政治が存続するように百姓の愁訴を重視したのである。

終章は、いままでの分析にもとづいて律令国家と貴族政権の構造・性格について敷衍し、総括にかえる。① 九世紀は支配の矛盾が全面にあらわれたが、克服主体が未熟であった。律令国家は条里制を施行して生産性の高い地域を把握していたため、新村落の形成・旧村落耕地の荒廃という事態のなかで農民を把握することができ、そこに平安初期政治が実行された。② 貞観～寛平期の政治には矛盾が象徴的にあらわれる。その前提は貴族層の分裂・王臣家と有力農民との私的結合の展開であるが、延喜十四年(914)前後に国司「一任」体制が成立し藤原摂関家による権力集中がおしやすめられて、私的政治的結合は阻止された。③ つぎに、貴族体制を保証していた国衙支配を郡衙との関連に焦点をあ

てて検討する。一〇世紀の国衙在庁官人は受領の忠実な使用者で、独自の世界を形成するにいたっていない。また、一〇世紀の郡司は検田・徴税を主要な任務とし九世紀と機能の差異は大きくなく、独自の政治的権利を国衙にもつにいたっていない。④ 律令国家は天皇を中心とする専制君主制国家で、中央官人が同一階層から再生産され地方豪族の中央有力官人化は例外であったため、貴族は中央官僚機構の寄生者としてのみ存在した。ただ、一時的に貴族が王権を左右した一〇世紀後半～一一世紀前半は独自の政治機構とみるべきで、貴族政権の一形態と把握しうるが、国衙における在地領主層の政治的進出とそれを背景にした皇権の再生の前に没落する古代国家の最後の政治形態であった。

### Ⅲ

さて本書については、すでに河内祥輔氏(『歴史評論』311、77)、西別府元日氏(『日本史研究』186、78)、梅村喬氏(『歴史学研究』456、78)がそれぞれ適切に書評されており、論点はほぼつくされている。そこで、ここでは評者の限られた関心にもとづいて検討させていただくことにした。

### 1

まず、著者の「政治史の方法」について。著者は、石母田氏が「特定の時代における諸階級の全体的な相互関係、とくに国家権力の面に集中される諸階級の運動を歴史的に研究するのが狭義の政治史の課題である」(「政治史の対象について」『戦後歴史学の思想』77)とされたことについて、「石母田氏の指摘に従うとすれば、日本古代政治史の研究は、日本古代史の全体的・統一的把

握が可能となったときのみ、成り立ちうる」と批判される。そこで、『政治』ということばをより限定した意味に概念化し「基本的な屬性」（71頁本書の頁数を示す）を定立する必要を指摘し、政治史研究をまず「国家意志を決定する政治機構と、それを構成する『官僚』およびそれらの存立する階級的基盤」（8）に限定する。しかし、これは「国衙とその支配を規定づけていた村落構造の關係」（17ほか）を明確にする必要を強調する立場と齟齬している。

国家意志を決定する政治機構・官僚は、むしろ「国家史」の対象であろう。すなわち、「政治史」の「国家史」への解消ではないだろうか。たしかに石母田氏の政治史には、著者が指摘する問題点をはじめとしていくつかの欠陥がはらまれてはいるが、その課題としてはいちおう石母田氏に従うべきであろう。「人民」「村落」を捨象した政治史はありえないし、実際には著者もそれを分析されているのである。

さて、平安初期の政治構造を分析した第一部の構成を手がかりとして、本書の内容を検討していくことにしたい。

第一章は平安初期政治、『良吏』を中核とする新政治』を指定し、第二章はそれを保証した国郡衙のあり方を論証する。そして、第三章は「平安初期における天皇権力の強化」を分析するのである。第二章で検討される国郡衙は「律令国家権力と人民との接点」であって、その構成員は地方豪族であるから、平安初期の政治構造は《人民・村落↓国郡衙（地方豪族）↓良吏↓天皇権力》として展開されているようである。政治史の課題をさきのように規定するとすれば、この序列はきわめて示唆深い。

ところで、『良吏』と同様な要素を擁して登場し「伴善男は、『少なくとも越前・因幡・備中の諸國に何らかの私的関係を有して』おり、「地方との結合を強固にして」（170）いた。この側面は、著者もしばしば指摘する「王臣家と地方豪族の私的結合」（266・301・365〜367）に該当するだろう。そこで、さきの序列は第二部で検討される「東アジア世界」をふくめて、『人民・村落↓国郡衙（地方豪族）↓良吏（王臣家）↓天皇権力↓東アジア』と把握し直すことが可能と思う。この序列にそって、本書を検討していくことにしたい。

## 2

まず、人民・村落について。著者は本書を「支配↓行政機構と官僚制の問題」に限定されているが、実際には人民・村落についていくつかが指摘されている。政治史から人民・村落は捨象できないので、とりあえず検討させていただく。

著者が人民・村落について指摘されたのは、「在地の土地所有者との私的関係が農民にとって国家的支配関係より有利であったこと」（153・160・164ほか）と「新村落」の形成」（329・362〜364ほか）であろうと思う。前者は『良吏』―ひいては律令国家を挫折・崩壊に至らしめる具体的要素の一つ」（164）であるし、後者は「旧村落耕地の完全な荒廃をもたらさなかったとはいえ、かなりの『囿内の荒廢』をうみだした」（364）として、それぞれ重要な位置をあたえられている。しかし、それは両者とも「生産の場」（153）・「一般人民の生産諸案件の特質」（365）であるにすぎない。すなわち、人民・村落は「経済的基礎構造」として位置づけられているが、彼らの「政治」への参加は捨象されているかのようである。

ある。この点は、著者が政治史をさきのように限定されたことや、一般班田農民を「無権利状態」(17・348~349)と考えられているらしいことと密接に関係するだろう。

これに類似したことは、「反律令国家闘争」「律令支配からの解放の闘争」と位置づけられている「蝦夷の叛乱」についても見出すことができる。著者はそれを「生産力の発展とその限界、それと律令国家支配との矛盾」(229)として理解されるので、蝦夷の生産力を詳細に分析されている(221~233)。そして、叛乱の終結を「生産力の限界と国家の軍事組織の限界とが相照応していた」(246)と結論されるのである。この「蝦夷の叛乱」の評価には、著者の政治史の特徴がやや極端に現われているように思う。著者が強調されるように、「生産力」は「反律令国家闘争」を根底において規定しているのであるが、その規定のあり方は複雑で屈曲した回路によって媒介されているのではないだろうか。その複雑さこそが具体的に分析されねばならないと思う。

つぎに、国郡衙(地方豪族)について。著者が具体的に検討されたのは「国衙雑任」と郡司制であるが、律令国家と人民・村落との直接的な「接点」は所謂「郡雑任」(「郷雑任」)であろう。律令国家の重要な基礎が「郡雑任」だと思ふ。

さて、著者は国衙について「所」が「とくに九世紀後半期を中心に」形成されることを指摘し、また郡衙について九世紀と一〇世紀のあいだでその「差異をあまり大きく評価することはできない」(372)と主張されている。すなわち、九世紀と一〇世紀のあいだで、国衙・郡衙のそれぞれとその相互関係について大きな変化を否定されるのである。

しかし、よく知られているように「郡雑任」(とくに「郷雑任」)は一〇世紀には激減・消滅しているらしい(米田雄介「在庁官人制の成立」『郡司の研究』<sup>76</sup>)。彼らの激減・消滅は、郡衙の変遷と密接に関係していると思われる。

また、著者は国衙の「所」の存在を九世紀にみとめられるのであるが、提示された史料のうちいちおう確実な根拠は、① 弘仁十三年(822)閏九月二十日官符『類聚三代格』の「大帳税帳所」② 貞観十一年(869)十月十五日「大宰府田文所検田文案」(『平安遺文』162、『早稲田大学所蔵<sup>取</sup>荻野研究室<sup>集</sup>文書』上巻)の「田文所」③ 天長六年(829)二月十日日根秋友解(『古事類苑』官位部二所引「古文書類纂」中、「大覚寺文書」)の「田所」である。

②は、『平安遺文』は「大宰府田文所検田文案」としているが、『早稲田大学所蔵<sup>取</sup>荻野研究室<sup>集</sup>文書』上巻は「筑前国田文所班田坪付注文添文案」とする。この「田文所」は、筑前国のものである可能性が高い(竹内理三「在庁官人の武士化」『律令制と貴族政権』第Ⅱ部・58、参照)。③は「偽文書」であることが指摘されている(鈴木茂男「紀伊国持田庄図考」『東京大学史料編纂所報』9, 75)。そこで整理し直すと、①「諸国」の「大帳税帳所」、②「筑前国らしい」「田文所」ということになるが、これは一〇世紀後半以降の「税所」「大帳所」「田所」とは様相がことなるのではないだろうか。

国郡衙は、一〇世紀に一定の変貌をとげるように思う。

### 3

つぎに、良吏(王臣家)について。

この良吏論こそ「本書のもっとも基本をなす分析」であるが、



それへの批判は「大きくは二点であった」。第一は『良吏』を論証するために展開した『薨卒伝』の評価についての疑問であり、第二は『良吏』の平安初期政治史上への位置づけについての疑義(68)である。前者については、『伝』の原史料の如何と「編纂過程」を検討する必要があるだろう(この点については、亀田隆之「良吏政治の考察」『古代史論叢』下巻・78、参照)。

後者について。著者は、良吏を「律令支配という範囲において、律令条文に拘らず地方行政に成果を示した官人」(60)と規定されている。すなわち、端的には「守旧性」と「現実性」(62)と表現されているが、この「現実性」という規定は、その当世風な響きにも助けられてじつにさまざまに理解されているのではないだろうか。それは「終極的には民心をうること」(44)、すなわち「第一の課題が班田農民の再生産を直接に保障すること」(52)を意味しており、「とくに国衙官人による積極的な勸農を中核とする」(364~365)のである。

ところが良吏には、「強濟諸事、所部肅清」(藤原吉野薨伝、『続日本後紀』承和十三年八月辛巳条)というように、「勸農を中核とする」「農民擁護者的」なあり方とはことなるものをかなく見出し出すことができる(なお、関口明・追塩千尋「九世紀における国司の特質」『史流』15・74、参照)。著者も「時と場合によって適宜使いわけ、『公民』を支配することが必要であった」として、『良吏』のなかには本来の律令的な行動をなして認められた官人もいた(43)と指摘されている。良吏は、「時と場合によって」「現実性」の彼方に限りなく拡散していくかのようにである。八世紀の国司は、「無知の愚民」(49ほか)に対して「何ら妥協

しない」(47)という。とすれば、「積極的な勸農」が薨卒伝にくくして具体的に分析・強調されるべきであったように思う。

さて、著者は承和期について「在地有力豪族を利用しつつ各地域的特質に応じた支配が目標となっている」(43)と指摘し、また貞観初年については「地方豪族も自らの利害のためにはあえて国家に反抗することも辞さなくなっている」(164)として、平安初期政治を地方豪族との関連で把握されている。

ところが、寛平期になると「王臣家と地方豪族との私的な関係」(266~267)が重視されはじめる。それは、延喜期についても同様である(301・365~367)。この転換の事情は説明されていないが、ここに王臣家は重要な位置をあたえられたのである。

著者は貞観初年の「畿内近国」の政治情勢について「地方豪族の主体的展開」(173ほか)を高く評価しつつも、貞観十年(868)六月二十八日官符「応禁制王臣家妨封郡司百姓等稱事」(五畿七道を対象とする、『類聚三代格』の一節を根拠として、「勿論以降の農民・地方豪族の順調な展開は望むべくもない」(167)と主張されている。しかし、その一節「王臣諸家各出<sub>レ</sub>家印<sub>ニ</sub>称<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>負物<sub>一</sub>、鏡封郡司及富家宅取<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>著之稱<sub>一</sub>、若国司相論却以<sub>レ</sub>他故<sub>一</sub>は、貞観十年官符に引用された斉衡二年(835)八月二十六日官符(五畿内を対象とする)にまた引用されている承和十二年(845)六月二十三日官符(五畿内を対象とする)の文言である。貞観初年には、貞観二年九月二十日官符「依法見<sub>レ</sub>決王臣家人<sub>一</sub>事」(五畿内を対象とする、『類聚三代格』)もある。貞観初年の「畿内近国」において、「王臣家と地方豪族との私的な関係」はどう評価されるのだろうか。

また、著者は「貴族は国家から半ば自立した独自の権力的・経済的基盤の有無という点では、きわめて未熟であった」ことを強調されている。しかし、この「権力的・経済的」(295ほか)はいちおうそれぞれ区別される必要があるだろう。たとえば、著者は「伴善男という公卿の財政的基礎」について、「善男の資財がいかに広汎なものであったか」(170)を指摘されている。また、「王臣家と地方豪族との私的な関係」はしばしば取り上げられており(266・301・365く367)、貞観く寛平期にはその「私的紐帯(同盟)を断つことはこの時期のもっとも中心的な政治課題であった」(365)。王臣家の「経済的」基盤は、それなりに評価する必要があるように思う。

さて、著者は「貴族政治」体制は「『王臣家と富豪層との直接的政治的結合を切断し』たところにその一つの特質をもつ」と指摘して、とくに注目すべき時期を延喜十四年(914)前後とされた。しかし、この「切断」という表現は理解しにくい。それは、「私

的な政治的結合」(366)の内容が積極的に説明されていないからではないかと思う。あるいは、「切断」より「制限」が適切かもしれない。

最後の天皇権力(貴族政権)・東アジアについては、検討する余裕がないので割愛させていただくことにする。

#### IV

本書は、「平安前期政治史」についての体系的・多面的な問題提起である。ここでは、本書の内容を論理的に整理してその一部を検討させていただいたにすぎない。なによりも、多くの人々によって本書が批判的に継承されることを心から期待するものである。

著者の高論を曲解したり、不当な批評に終始したのではないかと恐れている。また、評者の怠慢のために本書刊行から三年の歳月が過ぎ去った。著者ならびに読者の御寛容を乞う。

(A5判 三八二頁 一九七七年三月 東京大学出版会 三八〇〇円)

(京都大学文学部助手)